法師畑地区活性化計画

栃木県·那須町

平成22年6月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称 法師畑地区活性化計画

目標:(3)

法師畑地区においては、農業生産基盤を整備することで農業生産性の向上、効率的・安定的な農業経営の確立を図る。具体的には、平成21年度現在の農家戸数(17戸)を維持することを目的とする。

目標設定の考え方

地区の概要:

法師畑地区は、那須町の中央部に位置し、町の中心部から南に約2kmと中心市街地に近接し、余笹川と黒川に挟まれた標高約330mの丘陵にあり、金井蛇川用水をかんがい用水として開けた地域である。本地区は、林に囲まれる形でほ場が開けており、農業用水路は林縁沿いや林内を流下する。春先には、ニホンアカガエルやトウキョウダルマガエルやシュレーゲルアオガエルといった両生類が出現する。周辺の雑木林は、下草刈りなどの管理が行き届かない面も見られ、又、日照不足や湿田などといった営農活動条件が悪い水田では、耕作放棄地化する現状も見られる。

現状と課題

法師畑地区の農業用水路である金井蛇川用水は、土水路のため経年洗掘と豪雨時の急激な水位上昇による損傷等により、その維持管理に苦慮する状況にある。そのため、当該水路の改修 を緊急課題として、農業用用排水施設の整備事業導入が要望されている状況である。

今後の展開方向等(4)

農業用用排水施設を整備施工することにより、農用地の高度利用を可能にすると共に、維持管理等の節減を図り、併せて農業経営の合理化と農村環境の改善に資する。

【記入要領】

- 1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。
- 2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第6号の規定により、活性化計画の目標を達成するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。
- 3 「目標」欄には、法第5条第2項第2号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて 具体的に記載する。
- 4 「今後の展開方向」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。 また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には活性化計画の目標達成にどのように寄与するかも明記する。

2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1)法第5条第2項第3号に規定する事業(1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(2)	事業実施主体		法第5条第2項第 3号イ・ロ・ハ・ニ の別(3)	備考
那須町	法師畑地区	基盤整備(農業用用排水施設)	那須町土地改良区	有	1	H 2 2 ~ H 2 3

(2)法第5条第2項第4号に規定する事業・事務(4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3)関連事業(施行規則第2条第3項)(5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4)他の地方公共団体との連携に関する事項(6)

【記入要領】

- 1 「法第5条第2項第3号に規定する事業」欄には、活性化計画の目標を達成するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について 記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。
- 2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあっては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表1の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること。
- 3 「法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。
- 4 「法第5条第2項第4号に規定する事業·事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。
- 5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3項の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。
- 6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第2項第5号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容に ついて記載する。

3 活性化計画の区域(1)

法師畑地区(栃木県那須町)	区域面積 (2)	375h a	
	<u> — - </u>	0.0	
区域設定の考え方 (3)			
法第3条第1号関係: 当該区域の総面積375h	のうち農林地面積け3	66haで全体の約05%を占めている また	・ 集落内の総卅帯数38戸のうち農
		5011は(土体の約950元と口のでいる。よん	、未合門の心色市数のののプラス
	未の中心を担うている。		
法第3条第2号関係:当該地区の活性化のた			
┃ ┃上し、農業所得の増加、農業従事者の経営意欲	を向上させることにより	安定した農業経営を確立し、農業者の気	E住化を勧めることは必要不可欠
である			
は第1名第1日間後、坐並反ばは人工曲光に	⋒₩±±±≈≈±□ ±±±±±	アボーブロス区域は会とづいない	
法第3条第3号関係:当該区域は全て農業振	興地域であり、中田地で	が成している区域は古んでいない。	

【記入要領】

- 1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。 2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。
- 3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(1)

農林業センサス等統計調査をもとに農家戸数の変動について評価する。

【記入要領】

1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。 なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すことと されていることにかんがみ、行われるものである。

その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。 関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定める ところによるものとする。